

基金の活用について（検討メモ）

（１）課 題

府では、財政が豊かだった時期に、一般財源（税等）を原資として基金への積立を行ってきた。厳しい財政状況の下、行政サービスの水準を切り下げる前に、こうした「貯金」を有効活用して歳入確保を図るべき、との指摘がある。

地方自治法においては、基金は「設置目的のためでなければ処分することができない」とされており、府では財源不足への対応のため、近年、減債基金から多額の借入れを行ってきたが、平成 20 年度からは「収入の範囲内で予算を組む」との原則を徹底し、こうした手法をとらないこととした。

（２）現 状

- ・基金残高（平成 19 年度末） 1 兆 27 億円（21 基金）
ただし、一般会計への繰入運用（借入れ）分を除く実残高は 3,343 億円。
※減債基金からの借入れ（平成 13～19 年度、累計 5,202 億円）のほか、準用再建団体転落を回避するため、平成 9～12 年度の間、公共施設等整備基金、福祉基金など 6 基金から総額 1,533 億円を借入れ。
- ・基金の活用実績（平成 19 年度） ※減債基金及び定額運用 2 基金を除く
事業推進 47.5 億円（取崩し 45.5 億円、運用益の充当 2.0 億円）
運用益の基金原資組み入れ（積立て） 2.3 億円

（３）論 点

① 厳しい財政状況の下で、多額の「内部資金」を保有

- ⇒収支均衡のために「貯金」を取り崩すことは妥当か
- ⇒社会経済情勢は変化しており、今後も基金を持ち続ける（現状の規模等を維持する）意義はあるのか

② 一般会計による借入れ（府基金条例第 3 条に基づく繰入運用）

- ⇒基金借入れに係る問題点としては、
 - ・基金の設置目的や運営に支障を来たす可能性がある
 - ・決算数値や重要な財政指標に影響を与える
 - ・本来は廃止・処分すべき（借入れが長期にわたる場合等） など

③ 基金活用（取崩し等）の基本的な考え方

- ⇒現状は個々に異なっているが、府として統一的な考え方やルールを持つ必要はないか（基金を活用する（もしくは、すべきでない）事業、「果実運用型」基金の取崩しなど）

（４）基金の活用方針について

資 料

- 1 地方自治法、府基金条例（抜粋）
- 2 大阪府基金一覧（普通会計に属するもの）
- 3 主な基金活用事業（平成 19 年度）
- 4 基金活用に関する議会答弁
- 5 資金不足への対応（基金等の繰替使用）